三原市結婚新生活支援事業補助金のご案内

少子化対策や三原市への移住の促進を目的として、新婚世帯に対し市内の住宅の 取得費用・リフォーム費用・賃借費用、引越費用を補助します!

【概要】

概要は次のとおりですが、詳細な要件などについては、お問い合わせください。

概要は次のと	おりですか、詳社	明な要件などについては、お問い合わせくたさい。
対象世帯	主な要件は次のとおりで、すべてを満たす世帯が対象です。 (1) 令和6年1月1日以降に婚姻し、対象となる市内の住居の住所で住民登録していること。 (2) 婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であること。 (3) 夫婦の所得の合計が500万円未満であること。 (貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得から年間返済額を控除します。) (4) 夫婦ともにマイナンバーカードを取得していること。 (5) 地域活動に参加していること。 ※その他、諸条件あり	
対象経費	住居費	住宅取得費用、リフォーム費用 住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ※賃料及び共益費は3ヶ月分が対象
	引越費用	引越業者または運送業者に支払った引越費用
補助金額	対象経費の合計額(令和6年4月1日~令和7年3月31日に支払ったもの) ・夫婦共に29歳以下の世帯:限度額60万円 婚姻を期に夫婦の一方が三原市に移住した世帯:80万円 夫婦がともに移住した世帯:100万円 ・上記以外の世帯:限度額30万円 婚姻を期に夫婦の一方が三原市に移住した世帯:50万円 夫婦がともに移住した世帯:70万円	
申請受付	令和6年6月3日(月)~令和7年3月31日(月)	
その他	・申請には、対象経費を支払ったことが証明できる領収書等が必要です。・補助金交付日から3年未満の間に、市外転出したときは補助金を返還いただきます。・詳細な要件や補助申請に必要な書類は、市ホームページ等に掲載しています。	

【お問い合わせ先】

三原市 経営企画部 地域企画課

電話:0848-67-6011

市ホームページ QR コード →

